

国出先機関対策について

- ① 「アクション・プラン」推進委員会（第9回）の開催結果について …………… 1

- ② 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る
法律案の早期提出求めるコメント（H24. 6. 21） …………… 19

- ③ 国出先機関の事務等の移譲に係る
近畿市長会及び近畿町村会への説明会の実施について …………… 21

平成24年6月30日

国出先機関対策PT

「アクション・プラン」推進委員会(第9回)の開催結果について

- 1 開催日時：平成24年6月8日(金) 18:00～19:15
- 2 場 所：内閣府地域主権戦略室会議室
- 3 出席者：別紙名簿のとおり
- 4 議 事：国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

- 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」(P13 別添資料1) および「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について(閣議決定案)」について議論が行われ、法案と閣議決定案の取り扱いについて川端担当大臣に一任された。

○ 主な発言要旨

(嘉田国出先機関対策委員長)

- ・関西広域連合意見(P5 別添資料5)に基づき説明。

(飯泉徳島県知事)

- ・四国知事会の決議(当日提出資料)を説明。
- ・政令に委ねられた移譲事務は、「国と地方の協議の場」などを活用して中身を詰め、地方の意見を最大限反映していただきたい。

(広瀬大分県知事)

- ・九州知事会の緊急提言(当日提出資料)を説明。
- ・移譲事務が政令に委ねられても、丸ごとの精神を維持してほしい。
- ・何を持ち寄るかは地方の自主性で決めていくということを堅持してほしい。
- ・財政措置については、心配のないように何らかの形(閣議決定等)で示してほしい。

(岡崎高知市長)

- ・全国市長会の決議(当日提出資料)を説明。
- ・全国市長会の総会では、市町村意見が担保されるような仕組み(法案化や連合委員会への参加等)との意見があった。
- ・市町村と知事会の意思疎通についてはブロック毎で濃淡がある。慎重に審議していただき拙速に進めることのないようお願いする。

(渡邊聖籠町長)

- ・市町村にも配慮した案がこの度示されたことは評価する。
- ・手挙げ方式は全国的なバランスを欠く。またブロック内の利害調整についても未だ明確でない。

- ・法案の7条や19条において、市町村とどのような形態で何を話し合うのか具体的ではない。
- ・市町村の意見反映の仕組みは、法律上の位置づけが明確でなく不十分。特定広域連合委員会の規約に定めることを法定化するなど、具体的に拘束力のあるものにすべき。
- ・協議の場は、ブロック毎の市町村長が一堂に会する場で行ってもよいのではないか。
- ・まだ反対の首長や住民が多く、拙速に進めることなく、今後とも町村の意見を反映させながら進めていただきたい。

(高山環境大臣政務官)

- ・自然公園法（国立公園）が移譲対象となっていることには異議がある。開発推進と規制（保全）は分離したほうがよい。閣議決定案（事務区分や関与などは明記せず。移譲の可否はさらに検討）において、協働管理型は評価されたと思っている。

(北神経済産業大臣政務官)

- ・地方自治法291条の2の趣旨に沿うと、事務の持ち寄りが必要である。
- ・対象を3機関以外にも広げることは技術的に可能と思っている。
- ・法案には事務的に同意していない個別事務権限を含む法律を列挙しており、空振り規定になるのではないか？合意できた内容のみを法案に記載して、積み残された論点は別途また法律を制定すればよい。
- ・個別作用法以外の事務については、設置法に基づく国の事務を広域連合に委任をすることによって確実に執行することが望ましい。

(吉田国土交通副大臣)

- ・2条3項の管轄区域から除く区域は、法律に規定すべきである。
- ・5条2項の持ち寄り事務は、事務等移譲基本方針に必要な事項を記載するなど、四重行政にならないよう十分に今後検討していただきたい。
- ・17条2項の国の関与・並行権限行使については、実効性の確保にも配慮していただきながら、柔軟に政令で規定していただきたい。
- ・19条の実施計画は、国が決定する予算などを踏まえたものにする必要がある。
- ・25条の大規模災害時の指示は、緊急災害対策本部が設置された場合に限定せず、過去の災害事例を踏まえて、本部設置に至らない災害時にも可能にすべきである。
- ・閣議決定本文について、「原則移譲の対象とする方向で」という文言は削除していただきたい。
- ・個別の事務等について十分な検討ができるよう今後も丁寧な調整をお願いしたい。

(北川教授)

- ・これまで「原則廃止」ということを大前提で進めている趣旨はご理解をいただきたい。
- ・事務の持ち寄りについては効率性を考える必要があるとは思いますが、地方に主体的に任せるという大原則を変えてはいけない。

(川端内閣府特命担当大臣)

- ・市町村の関与の仕方は我々なりに知恵を出して考えてきたので、ご理解いただきたい。
- ・国出先の原則廃止、地方の自立的・主体的な思いという理念のもと、手挙げ方式で議論してきたという経緯をご理解いただきたい。
- ・持ち寄り事務の義務付け等も、地方の自立的・自主的から考えると馴染まない。ただ、より効率的にやるということで、努力義務規定にさせて頂いた。
- ・個別の作用法令に基づかない事務については、認定前の確認や、事務等移譲計画や実施計画の中で必要な記述を行うことなどを考えている。
- ・管轄区域から除く区域については、現行の出先機関の管轄区域が政令で定められているので、同じ政令レベルだと考えている。
- ・緊急災害対策本部でなくても、非常災害対策本部を設置された場合は幅広く要請を行えるようにしており、地方の応諾義務も課してあるので、ご理解いただきたい。
- ・財政上の措置の具体的内容については、関係省庁と相当詰めた議論をしなければならないので、実が担保されるように引き続き検討を行いたい。
- ・環境省から提案のあった協働管理型については、原則全部を移管するというとき、実務をどういう形で機能させるのか、国の責務をどう整理するのかについて、引き続き検討したい。
- ・3機関以外の機関の問題については、次のステップで検討したい。
- ・完全に皆さんの意見が一致するには至っていないが、政府としての取りまとめを行う機は熟してきたと思う。
- ・今日のご意見を踏まえる中で、法案と閣議決定案の取り扱いについては、担当大臣である私にご一任頂きたい。
(経産省からは対案も検討してほしいとの意見あり)

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」 に対する関西広域連合意見

今回提示された法律案について、下記のとおり意見を提出する。

記

1 「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき

法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。（16～18条）

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2 「国の関与は地方自治法245条に規定する範囲」であることを確認すべき

国の関与についても、政令委任規定となっているが、（これまでから主張してきたように）地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第245条に規定する範囲」であることを確認すべき。

（また、当然のことながら機関委任事務の復活は認めない。）

3 持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されてはならない

事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべきであり、持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。

4 市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき

事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聴くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。

その他の留意点（詳細は別紙参照）

国出先機関原則廃止の本来の目的を達成するには、次のような点に留意し法律案を策定する必要。

- 5 特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。
- 6 執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。
- 7 緊急時には、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。
- 8 財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた‘丸ごと’移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。
また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

改革を進めるための留意点（詳細）

1 移譲の根拠となる法律

「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき。

- 法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。(16～18条)

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2 国の関与

「国の関与は地方自治法 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。

- 国の関与についても、政令委任規定となっているが、(これまでから主張してきたように) 地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。(16～18条)
- 「特定広域連合等が処理することとされている事務」について、「(都道府県の自治事務と同種のものその他の政令で定めるもの)」と規定されているが、「その他の政令で定めるもの」について、自治事務、法定受託事務以外の新たな事務類型を認めるものであってはならない。(附則 2 条)

3 事務の持ち寄り

持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されてはならない。

- 事務等移譲計画に規定すべき事項として、「移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項」とあるが、特定広域連合に持ち寄る事務の具体的内容等は、特定広域連合とその構成団体の自主性に任せるべき。(7条 2 項 7 号)
- 持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。(7条 2 項 7 号、4 項、5 項)

4 市町村との関係

市町村との関係にあつては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき。

- 事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聴くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。(7条3項、19条2項)

5 移管対象となる国出先機関の管轄区域

特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

- 「移譲対象特定地方行政機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないこととするものとしての相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。)(略)」の「相当の合理性」については柔軟な判断をすべき。(2条3項)
- 構成府県の区域を超える区域に関する事務(例、三重県における熊野川流域の管理等)を実施するためには、当該区域を含む府県の関西広域連合への加入が必要とされているが、当該事務について、国に引き上げた上で広域連合に再委託するなど、別の手立てもできるよう、柔軟な対応も可能とすべき。(7条2項、4項)

6 広域連合の組織

執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

- 特定広域連合委員会への意見聴取(20条4項)、移譲事務等の執行を補佐する職の設置(21条)など、広域連合の組織及び執行体制について細かく規定し、義務づけをしているが、広域連合の執行機関、組織の在り方は特定広域連合の自主組織権に委ねるべきであり、法定すべきではない。
- 移管後においては、会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも必要と考えているが、そのような取組がこの規定により阻害されることがあってはならない。

7 緊急時対応

緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

- 「政令で定めるところにより、国の地方行政機関又はその職員とみなして」法令を適用する場合（23 条）について、災害対策基本法のみならず、「その他の国の地方行政機関又はその職員に関する法令の規定」も含んでいるが、適用範囲は必要最小限に限定すること。
- この場合、特定広域連合の長から移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長等に対し、職員の派遣その他必要な協力の要請権も必要と考えるが、この要請権は担保できるのか不明。

8 財政上の措置

財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた“丸ごと”移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。

財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

- 「必要な財政上の措置を講ずるものとする」との記載ぶりは、具体性を欠き不十分。事務事業や組織人員とあわせ、財源も‘丸ごと’移管すべきであり、住民福祉の向上確保の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。（38 条）
- 財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えるべき。
- 現に移譲元特定地方行政機関により使用されている国有財産（移譲の日において整備中のものも含む）について、「当分の間、政令で定めるところにより、当該移譲事務等の用に供するため、特定広域連合に無償又は時価より低い対価で使用させることができる」とこととされている。
「対価を求める国有財産」は何を想定しているか不明であるが、国出先機関の移管に伴い、地方へ新たな負担を課さないこと。
（仮に有償の場合、相応する財源は交付金措置を求めていく。）（附則 3 条）

「アクション・プラン」推進委員会（第9回）

議 事 次 第（案）

平成24年6月8日（金）
18時00分～19時00分目途
於：内閣府地域主権戦略室会議室
（日本自転車会館2号館5階）

○次第

（開会）

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

（閉会）

○配布資料

資料1 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案 **【概要のみ】**

資料2 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案）

資料3 市町村の意見反映の仕組み（案）

資料4 出先機関の原則廃止に係る「作用法に規定がある事務・権限等の移譲の検討」等に関する意見募集結果（概要）

資料5 関西広域連合資料 **【P5参照】**

資料6 四国知事会資料

資料7 九州地方知事会資料

資料8 全国市長会資料

省略

省略

○参考資料

参考資料1 「アクション・プラン」概要及び全文

参考資料2 出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

参考資料3 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）

参考資料4 「アクション・プラン」の推進体制

参考資料5 「アクション・プラン」推進委員会の運営について

省略

「アクション・プラン」推進委員会（第9回）出席者名簿

（推進委員会構成員）

委員長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委員	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院教授
	後藤 斎	内閣府副大臣
	福田 昭夫	総務大臣政務官

（関係府省出席者）

内閣府	園田 康博	内閣府大臣政務官
法務省	谷 博之	法務副大臣
厚生労働省	中野 雅之	政策統括官（労働担当）
農林水産省	森本 哲生	農林水産大臣政務官
経済産業省	北神 圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	吉田 おさむ	国土交通副大臣
環境省	高山 智司	環境大臣政務官

（関係知事等）

関西広域連合	嘉田 由紀子	滋賀県知事（関西広域連合 国出先機関対策委員会 委員長）
四国知事会	飯泉 嘉門	徳島県知事（四国知事会 常任世話人）
九州地方知事会	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会 会長）
沖縄県	上原 良幸	副知事

（市町村代表）

全国市長会	岡崎 誠也	高知市長
全国町村会	渡邊 廣吉	聖籠町長